

令和5年度 江戸川区立一之江小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

- 進んで学習する子
- 思いやりのある子
- 明るく元気な子

目標策定の方針

保護者や地域の願いとして、児童の

- ・確かな学力の定着
- ・豊かな感性の育成
- ・思いやりの心の育成
- ・社会性の育成

が望まれており、今後より一層力を入れて指導を行うことが求められている。

人権教育の目標

- ・発達段階に応じた人権意識の涵養
- ・人権が尊重される社会をつくっていくことができる人間の育成

人権教育に関する指導の実態把握

道徳や各教科に関連付けた指導や、人権・いじめに関する学級指導・行事等が計画的に行われている。

目指す児童・生徒像

- ・共生の心、公共の精神をもつ子
- ・互いの良さを認め、尊重しあう心と態度をもつ子

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

知識的側面：正義、平等、権利等の概念の理解、人権に関する法律等に関する知識理解
価値的・態度的側面：自他の価値を尊重し、正義や平等の実現を目指す意欲や態度
技能的側面：他者と対等で豊かな関係を築くことのできるコミュニケーション技能

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

普遍的視点：自己理解と他者理解を図るための学習に重点を置き、話し合い活動や相手の立場・気持ちを考えて関わる経験などを通して自他尊重の精神を育てる。
個別的視点：いじめ、インターネットによる人権侵害、障がい者差別など児童が身近に感じられる課題について取り上げ、知識を高め行動変容につなげる技能・態度を育てる。

学年・学級経営

- ・一之江学び方スタンダードの実践
- ・共感的な雰囲気づくり
- ・集団としての秩序の維持、向上
- ・望ましい人間関係
- ・多様な自己実現の場の創造
- ・言語環境の適正化
- ・確かな学力の育成
- ・ふれあいタイムの実施
- ・人権月間の取組
- ・外国語、外国語活動での他国の文化の学習

日常的な指導

- ・いじめや仲間はずれをしない。
- ・進んであいさつをする。
- ・相手の話を最後までよく聞く。
- ・友だちと協力して活動する。

教科等の指導

- ・人権に関する法規を知る。
- ・他者の意見の聞き方、自分の考えの伝え方を習得する。
- ・社会福祉や他国の文化について知る。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・学年ごとに人権教育のねらいを明確にする。
- ・学校、家庭、地域社会における生活経験などの、身近な問題を取り上げる。
- ・友達や地域の人々と、協力したり、話を聞いたりする交流型・対話型の学習活動を取り入れる。
- ・体験的な活動を重視し、学習活動に多く取り入れる。
- ・各教科との関連を図り、指導内容や方法を工夫する。

教職員の研修

- ・人権教育に関わる研修に参加する。
- ・人権教育に関わる校内研修を実施し共通理解を図る。

校種間の連携

地域の中学校と連携し、指導内容や方針を共通理解し、小学校で注力すべき指導内容について定期的な協議を行う。

家庭・地域との連携

- ・各種広報活動
- ・道徳授業地区公開講座
- ・授業参観、保護者会
- ・外部評価
- ・校内規則への保護者アンケートの実施